

ク リ ー ン エ ア

化学物質過敏症の保険病名収載報道に思う

H21年6月12日の毎日新聞に、今年の10月1日より化学物質過敏症が保険病名収載を予定しているとの記事が掲載されました。すでにH16年にシックハウス症候群については保険病名収載になっていましたが、当時から私は「シックハウス症候群」という病名は国際的には受け入れられているわけではなく、広義の化学物質過敏症の中で建物が原因で起こる特殊な病態と位置付けていましたので、「シックハウス症候群」のみを保険病名にしたことにずっと疑問を感じてきました。したがって今回の報道は化学物質過敏症外来を7年余担当し、多くの化学物質過敏症の患者さんを診察させていただいている者としては、一歩前進という感はありました。しかしまだまだ問題点は山積しています。報道では「シックハウス症候群は既に保険の適応が認められている」とありますが、実際に典型的なシックハウス症候群であっても、保険適応になっているメリットを感じたことは殆どありませんでした。診断書に病名記載する時には有利な場合がある位でしょうか。当院の化学物質過敏症外来はすべて保険診療でやってきましたので、自費診療を行っている他の機関とは異なり、例えば外来で生活指導など特に検査も、薬の処方もなく外来で30分から長い時は1時間お話をしても再診料のみとなり、患者さんのご負担は1回100円、200円という世界です。医師、看護師の person 費や空調設備などのランニングコストを考えると大赤字です。その上当院で実施している化学物質負荷試験や咳感受性試験など保険適応になっていない特殊検査は、保険請求ができませんので患者さんのご負担はゼロとして、病院が経費を負担してきました。自費診療のみでやっている施設や、面接や化学物質負荷試験など保険請求ができない診療を実施する時に自費診療にしている施設では報道にあったように患者さんのご負担が1回に2万円などとなっています。新聞報道では保険診療のみでやっている化学物質過敏症外来での問題点は浮き彫りにされていなかかったのはとても残念です。専門医も少ない上に、収益が上がらないばかりか、大赤字になるのであれば、現在全国的に病院経営が深刻な状況において、不採算部門となってしまうような専門外来が増えてくることは非常に困難であると言わざるを得ません。当院では今までも病名にはもちろん化学物質過敏症を入れていましたが、他に例えば喘息、慢性農薬中毒、慢性湿疹、膠原病、うつ病などそれぞれの病態にあった病名も付け加えることで、保険適応がある診療項目については問題なく保険請求ができていましたが、今後はどのような扱いになるのかはまだ情報を得ていません。

今後に期待することは、慢性疾患指導料として専門性の評価に基づく付加価

値や人件費や必要経費にみあった月1回の算定ができるようにしてほしいこと、化学物質負荷試験、神経眼科的検査などの化学物質過敏症の診断に必要な検査や、タチオンの点滴や内服などの治療薬や酸素吸入などの特殊な治療について保険適応を取ってほしいことです。もしこれらが認められるようになれば、今までは自費診療でやっている医療機関への受診は経済的な理由で躊躇せざるを得なかった患者さんがより受診しやすくなると思いますし、今後化学物質過敏症の診療を行う施設が増えてくることが期待されます。保険適応についての要求を専門家の立場から厚生労働省に出していくことも積極的にしていかなければならないと思いますが、患者さんや関係者からの働きかけも不可欠と考えています。

最後に朗報といえることとして、診断書に病名を正式に記載できるようになること、労災認定や障害者年金、扶養手当認定の診断書などを提出する時には有利になってくると思われます。まだ新聞報道のタイトルの様に「化学物質過敏症・治療に健保適用、70万人救済に道」と手放しでは喜べませんが、化学物質過敏症が社会的に認知される第一歩となった点では大いに評価されることと思います。